1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的 関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるもの を含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、学校内外を問わず起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会

校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、生徒会担当、相談担当、養護教諭、SC等からなる、いじめ防止等の対策のためのいじめ対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 職員会議(月1回)、生徒指導委員会(月1回)、運営委員会(週1回) 配慮を要する生徒について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組(※年間指導計画は別表)

- (1) 学年・学級・部活経営の充実
 - ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「学校生活アンケート」の結果を生かしたりして、生徒の 実態を的確に把握し、よりよい学級経営に努める。
 - 授業や行事の中ですべての生徒が活躍できる場面をつくりだし、生徒の「自己有用感」を高める。
- (2) 道徳教育の充実
 - 道徳の授業を通して、生徒の自己肯定感を高める。
 - 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- (3) 相談体制の整備
 - 毎月の「学校生活アンケート」後に回答で気になる生徒に対して、学級担任等が教育相談を行い、悩み や心配事などを抱えている生徒の理解に努める。必要に応じてSCによるカウンセリングを行う。
 - 各クラスに設置されている相談カードを活用し、担任と教育相談担当が連携しながら生徒が悩み等を相談できる機会を増やせるようにする。
- (4) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策
 - 全校生徒のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、生徒に情報モラル教育をするなどして迅速に対応する。
 - 一人一台端末の使用状況の把握やアカウント・パスワードの管理を徹底する。
- (5) 学校相互間の連携協力体制の整備
 - 小学校との連絡を密にし、小学生同士または、小学生と中学生の交友関係等について情報交換を行う。

- 4 いじめ早期発見のための取組(※年間指導計画は別表)
- (1) 保護者や地域、関係機関との連携

生徒、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、住民課、健康福祉課、子ども育成課、教育委員会などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 「学校生活アンケート」の実施

毎月、「学校生活アンケート」を実施する。アンケートから気になる生徒には、直接話をして、思いを汲み 取りながら相談にのる。

(3) ノート・日記指導等

朝の健康観察や生徒の休み時間、放課後の課外活動の中で生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

5 いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職と生徒指導主事に報告する。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒・保護者への指導・助言を継続的に行う。
- いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を 図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

(「いじめ防止対策推進法」より)

ウ 生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を 適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に 提供する。

玉村中学校 いじめ防止活動年間計画 (令和6年度)

生徒指導部

目標	生徒一人一人がいじめを自分のこととして考え、いじめ防止に向けた活動に取り組				
	もうとする自主的、実践的な態度を育てる。				
目標達成	・委員会活動や学校行事を活性化させ、いじめが起きづらい雰囲気をつくる。				
のための	・正しい人権感覚をもち、よりよい人間関係を形成する力を育てる。				
取組	・いじめが起こっても早期に発見し、話し合って解決できる力を育てる。				
	県・市町村の取組	玉村中学校の取組	担当		
4 月	いじめ防止活動計画の	○いじめ防止ポスターの掲示・活用	生徒指導		
	作成	・教室に掲示し、いじめ防止に対する意識を高める	担任		
		○新入生歓迎会	生徒会		
		・新年度に向け自覚と目標をもった学校生活を送れるようにする			
		○「学校生活アンケート」の実施	生徒指導		
5 月	春の「いじめ防止強化	○SCによるSOS授業(1年生)	教育相談		
	月間」	○学年球技大会の実施	生徒会		
		・協力して練習し、仲間を応援することで学級の絆を			
		強くし、学級への所属感を高める			
		○「なやみアンケート」の実施	教育相談		
		○情報モラル講習の実施	生徒指導		
6 月	いじめ防止フォーラム	○保健師等によるSOS授業 (2年生)	教育相談		
		○学級活動・道徳の時間の充実	担任		
		・各学級で議題を選定し、課題解決へ向けた活動を行う			
		・道徳の時間では、思いやりや友情等、いじめ問題に関係する題			
		材を扱う			
		○各校のいじめ防止対策の実践発表、意見交換	生徒指導		
		・本校いじめ防止対策を代表生徒が発表する	生徒会		
		・他校のよい取組を生徒総会で報告する			
		○「学校生活アンケート」の実施	生徒指導		
7 月	「いじめ防止ポスター	○「学校生活アンケート」の実施	生徒指導		
	コンクール」募集				
8 月	玉村町子ども会議(JR	○「学校生活アンケート」の実施	生徒指導		
	Cトレーニングセンタ				
	一研修)				
9月			体育部		
J 73		○			
		強くし、学級への所属感をさらに高める	上灰云		
		○「学校生活アンケート」の実施	生徒指導		
10月		○合唱祭の実施	主使相等音楽部		
			日末市		

		・協力して練習に取り組み、学級で 1 つの合唱を創り	
		出す喜びを感じ、学級内での自己存在感を高める	
_			
11月		○「学校生活アンケート」の実施	生徒指導
12月	冬の「いじめ防止強化	○人権学習	人権担当
	月間」	○「なやみアンケート」の実施	教育相談
		○学級活動・道徳の時間の充実	担任
		・各学級で議題を選定し、課題解決へ向けた活動を行う	
		・道徳の時間では、思いやりや友情等、いじめ問題に関係する題	
		材を扱う。	
		○「学校生活アンケート」の実施	生徒指導
1月		○「学校生活アンケート」の実施	生徒指導
2 月		○「学校生活アンケート」の実施	生徒指導
3 月		○3年生を送る会	生徒会
		・歌や劇などの出し物を通して感謝の気持ちを表す	
		○学級活動	特別活動
		・一年間を振り返り、これからもいじめのない学級、	道徳
		学校を作っていこうとする意欲を育てる活動をする。	
		○「学校生活アンケート」の実施	生徒指導